

第9次犬山市高齢者福祉計画 第8次犬山市介護保険事業計画

令和○年○月
犬 山 市

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	介護保険制度の改正の概要	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間と点検・評価	4
5	計画の策定体制	5
第 2 章	高齢者の現状	7
1	人口および要介護認定状況	7
2	第 7 期計画の評価及び今後の課題	12
第 3 章	計画の基本的な考え方	16
1	基本理念	16
2	基本目標	17
3	計画の体系	18

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、2019年（令和元年）10月時点の推計人口において、65歳以上の人口は3,588万人を超えており、総人口1億2,616万人の28.4%と過去最高になっています。高齢者数は2042年（令和24年）頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが求められています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

こうした中、国においては、高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、2018年（平成30年）2月16日に「高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。

この大綱は、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としています。

この大綱に基づき、国は、2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る社会「地域共生社会」の実現が求められています。

このような状況を背景に、国の社会保障審議会介護保険部会では、第8期計画において重点的に取り組むべき項目として、「1. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」「2. 保険者機能の強化（地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化）」「3. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」「4. 認知症「共生」・「予防」の推進」「5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」の5つをあげています。

犬山市では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「犬山市高齢者福祉計画・犬山市介護保険事業計画」を策定しています。令和2年度には、犬山市高齢者福祉計画・犬山市介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、国や愛知県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年（令和7年）を見据え、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」を構築、深化、推進します。

2 介護保険制度の改正の概要

第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて記載を充実することが示されています。

（社会保障審議会 介護保険部会（第90回） 令和2年2月21日より）

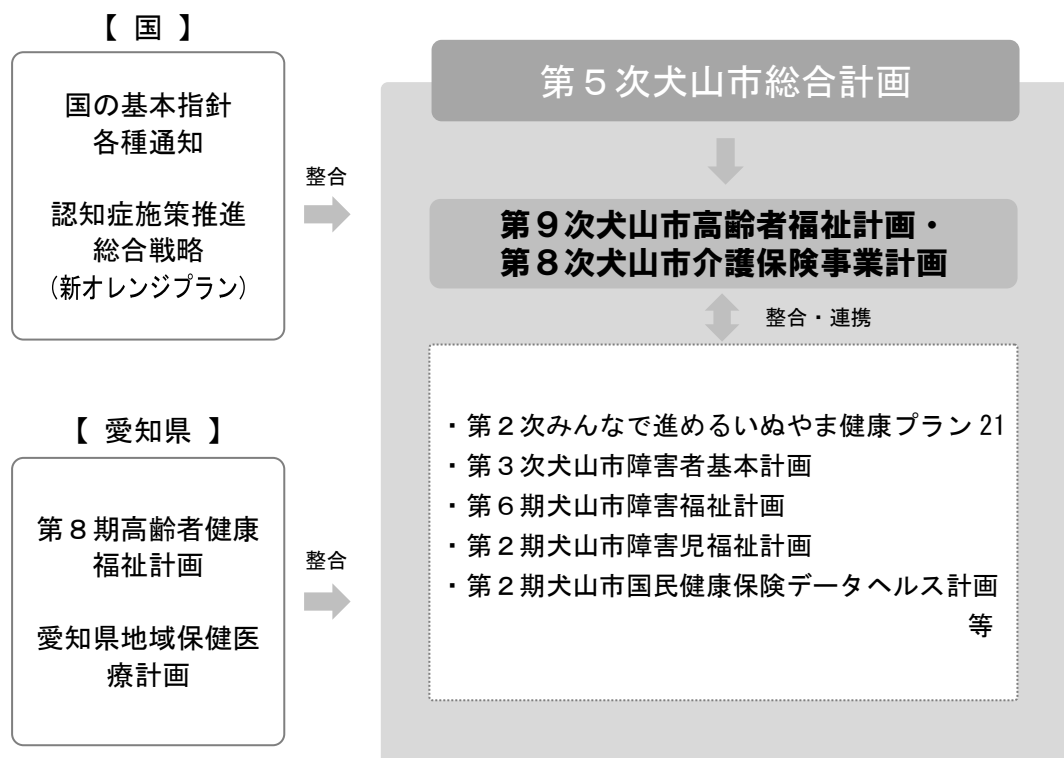
介護保険制度改正が決定次第、お示しします。

3 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することをめざしています。

本計画は、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとします。

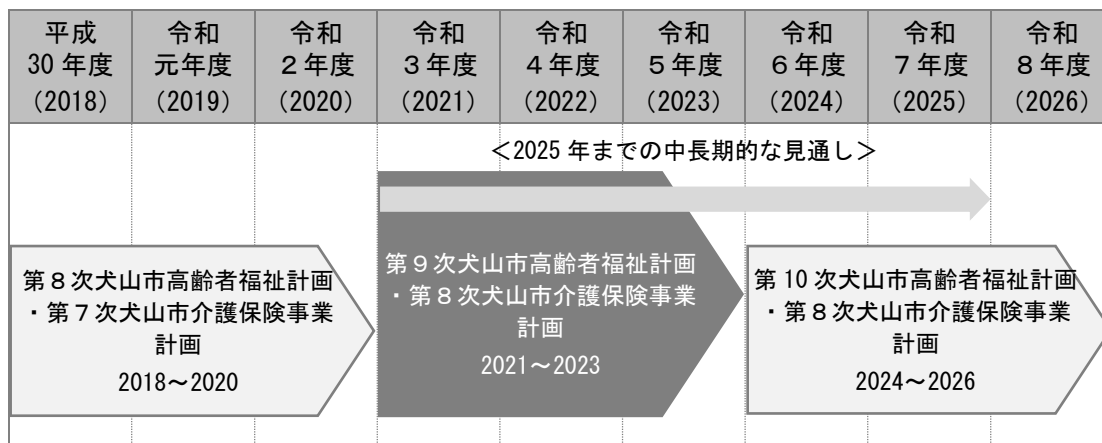
「地域共生社会」の実現を踏まえて、「第3次犬山市障害者基本計画・第6期犬山市障害福祉計画・第2期犬山市障害児福祉計画」「第2次みんなで進めるいぬやま健康プラン21」等とも連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。



4 計画の期間と点検・評価

(1) 計画の期間

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により3年を一期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。



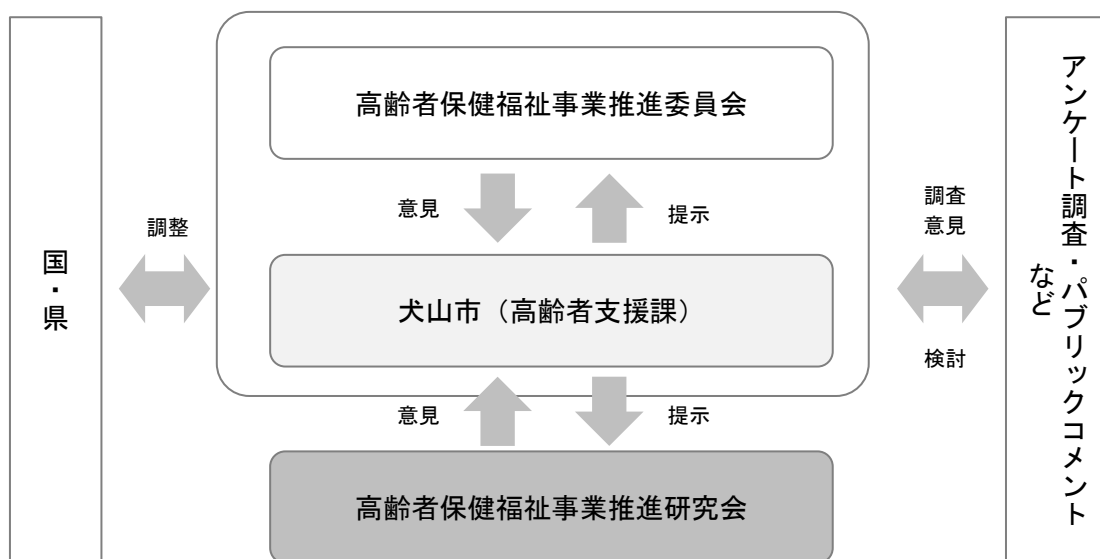
(2) 計画の点検・評価、改善

高齢者福祉事業の実施状況や介護保険事業の運営状況の定期的な把握に努めるとともに、「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」による外部からのチェックも含め、1 年毎に計画全体の点検・評価を行い、計画期間中においても PDCA（Plan 計画、Do 実行、Check チェック、Action 改善）を用いて、計画を推進します。

5 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、学識経験者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、行政関係者で構成する「犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会」により検討を行いました。



(2) 高齢者等実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「一般高齢者、総合事業対象者、在宅要支援認定者向け調査」「居宅サービス利用者向け調査」を実施しました。

① 調査の目的

令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第9次犬山市高齢者福祉計画・第8次犬山市介護保険事業計画」を策定するための基礎資料として、一般の高齢者、総合事業対象者、介護保険の要介護（要支援）認定者の日常生活および社会生活の実態並びに介護・福祉サービス等に対する意向について把握するために実施しました。

② 調査対象

一般高齢者 総合事業対象者 在宅要支援認定者	犬山市に住む、介護保険の要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者、総合事業対象者、要支援認定者
居宅サービス利用者	要介護認定者で、在宅で介護保険サービスを利用した方

③ 調査の方法

高齢者福祉・介護に関するアンケート調査：郵送による配布・回収

④ 調査期間

高齢者福祉・介護に関するアンケート調査：令和元年12月9日～24日
(ただし、令和2年1月14日に回収された分まで集計に含んでいます。)

⑤ 回収状況

対象者	配布数	回収数	回収率
一般高齢者 総合事業対象者 在宅要支援認定者	2,200 件	1,530 件	69.5%
居宅サービス利用者	300 件	153 件	51.0%

(3) パブリックコメントの実施

- 意見募集期間 令和●年●月●日～●月●日
- 意見の件数 ●●件
- 意見の公表 市ホームページで意見に対する回答を公表しました。

第2章

高齢者の現状

1 人口および要介護認定状況

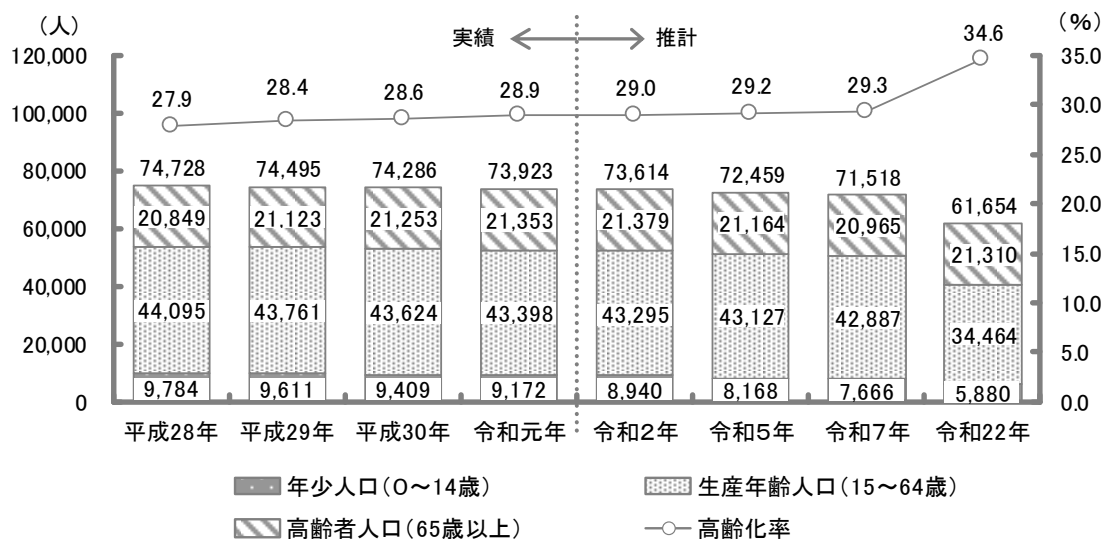
(1) 総人口および高齢者人口の推移と推計

本市の総人口は、年々減少しており、令和元年73,923人となっています。一方で高齢者人口は微増を続け、高齢化率も緩やかに増加しており、令和元年に21,353人となっています。また将来推計をみると、今後も総人口は減少を続け、高齢化率は増加していくことが予想されています。

単位：人

	実績				推計			
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和5年	令和7年	令和22年
年少人口 (0～14歳)	9,784	9,611	9,409	9,172	8,940	8,168	7,666	5,880
生産年齢人口 (15～64歳)	44,095	43,761	43,624	43,398	43,295	43,127	42,887	34,464
高齢者人口 (65歳以上)	20,849	21,123	21,253	21,353	21,379	21,164	20,965	21,310
総人口	74,728	74,495	74,286	73,923	73,614	72,459	71,518	61,654
高齢化率 (%)	27.9	28.4	28.6	28.9	29.0	29.2	29.3	34.6

年齢3区分別人口の推移と推計



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

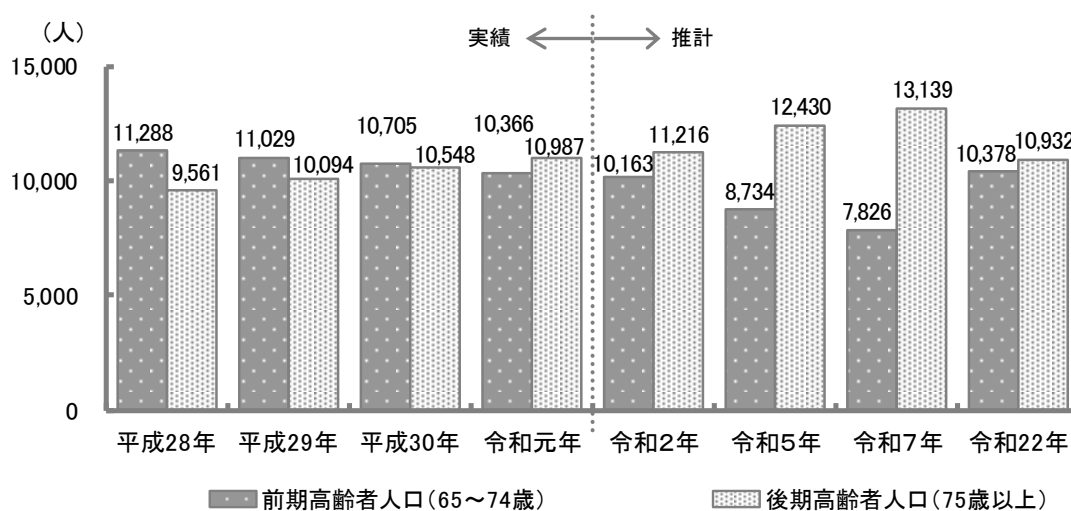
(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

本市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々減少し、令和元年に10,366人となっています。一方で後期高齢者（75歳以上）は年々増加し、令和元年に10,987人となっており、前期高齢者を上回っています。また将来推計をみると、今後も後期高齢者（75歳以上）は増加傾向となる見通しとなっています。

単位：人

	実績				推計			
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和5年	令和7年	令和22年
前期高齢者人口 (65～74歳)	11,288	11,029	10,705	10,366	10,163	8,734	7,826	10,378
後期高齢者人口 (75歳以上)	9,561	10,094	10,548	10,987	11,216	12,430	13,139	10,932
前期高齢化率	15.1	14.8	14.4	14.0	13.8	12.1	10.9	16.8
後期高齢化率(%)	12.8	13.5	14.2	14.9	15.2	17.2	18.4	17.7

前期高齢者、後期高齢者の推移と推計



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(3) 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

本市の65歳以上の高齢者を含む世帯数は、平成27年で12,777世帯と、平成17年の9,434世帯に比べ3,343世帯増加しています。また、高齢者単身世帯と高齢夫婦のみの世帯割合も年々増加しています。

高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

単位：人、%

項目	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
市全体の世帯数	25,888	28,036	28,269
65 歳以上の高齢者を含む世帯数	9,434 (36.4%)	11,235 (43.1%)	12,777 (45.2%)
ひとり暮らし高齢者世帯数 ①	1,347 (5.2%)	1,840 (6.1%)	2,529 (8.9%)
高齢者夫婦世帯数 ②	1,985 (7.7%)	2,781 (10.3%)	3,652 (12.9%)
ひとり暮らし高齢者又は高齢者夫婦世帯数①+②	3,332 (12.9%)	4,611 (16.4%)	6,181 (21.9%)
同居世帯数	6,102 (23.6%)	7,484 (26.7%)	6,596 (23.3%)
1世帯あたり世帯員	2.8	2.6	2.6

資料：国勢調査

(4) 要支援・要介護認定者の推移と推計

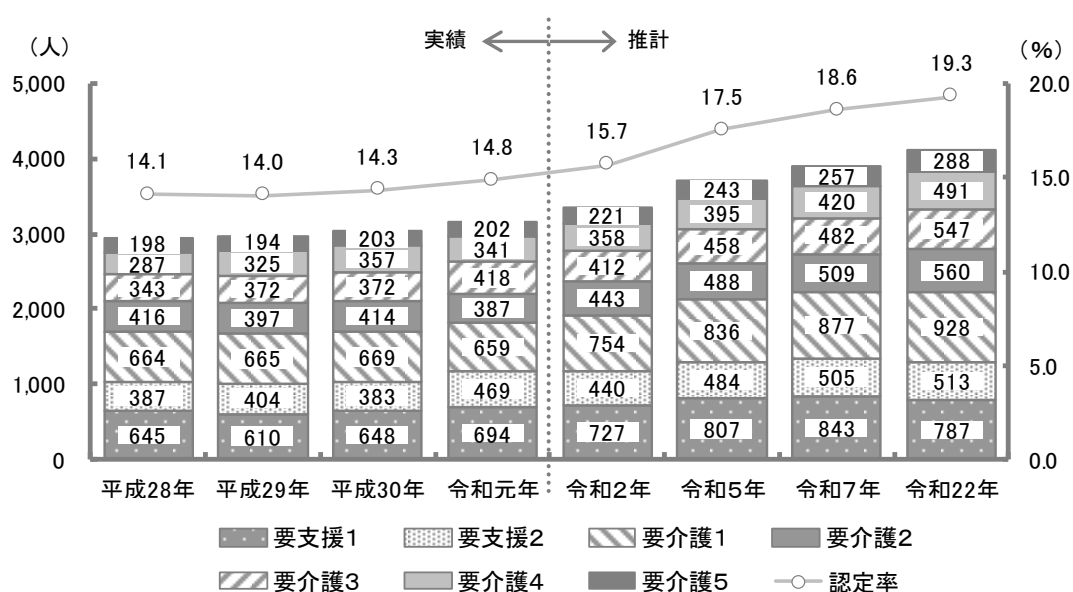
本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和元年に3,170人となっています。介護度別でみると、要介護3の伸びが最も大きく、次いで、要支援2が大きくなっています。また将来推計をみると、今後も増加していく見通しで、令和22年で4,114人となることが予想されています。

認定率をみると、令和元年では14.8%となっており、令和22年には19.3%に増加すると予想されています。

単位：人

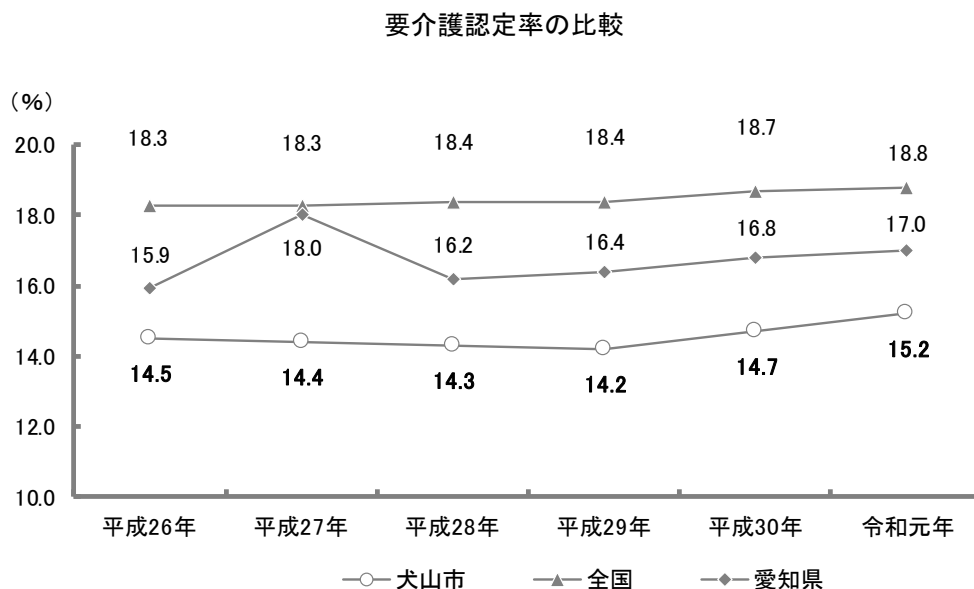
	実績				推計			
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援1	645	610	648	694	727	807	843	787
要支援2	387	404	383	469	440	484	505	513
要介護1	664	665	669	659	754	836	877	928
要介護2	416	397	414	387	443	488	509	560
要介護3	343	372	372	418	412	458	482	547
要介護4	287	325	357	341	358	395	420	491
要介護5	198	194	203	202	221	243	257	288
合計	2,940	2,967	3,046	3,170	3,355	3,711	3,893	4,114
認定率 (%)	14.1	14.0	14.3	14.8	15.7	17.5	18.6	19.3

要支援・要介護認定者の推移と推計



(5) 要介護認定率の比較

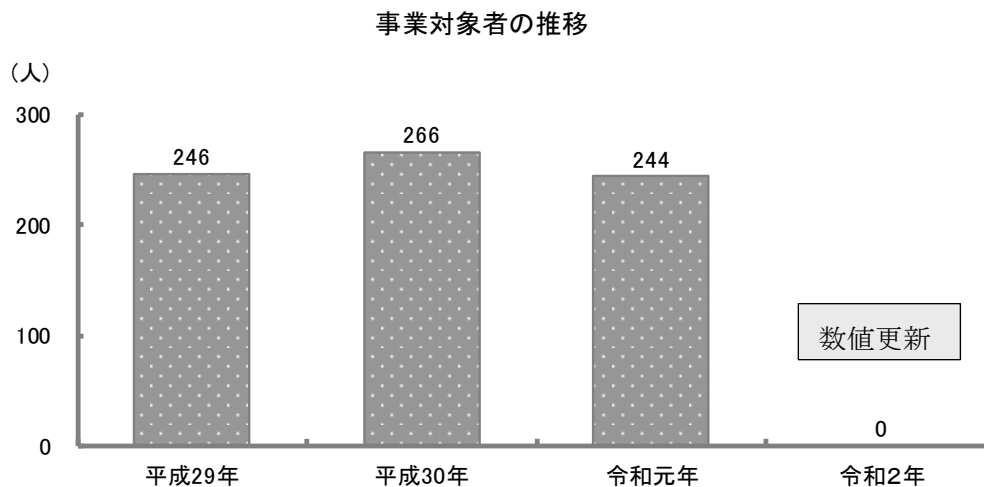
本市の要介護認定率は年々増加しており、令和元年に15.2%となっています。また、県・全国と比較すると低い値で推移しています。



出典：地域包括「見える化」システム（2020年8月25日取得）

(6) 事業対象者の推移

本市の事業対象者数は増減を繰り返しながらも増加傾向となっており、令和元年で244人となっています。



資料：庁内資料（各年10月1日現在）

2 第7期計画の評価及び今後の課題

高齢者福祉の動向や国の方針、統計データ、アンケート調査結果等を踏まえ、犬山市の高齢者福祉を推進する上での課題を第7期計画の基本目標ごとに整理しました。

基本目標1 安心できる暮らしの継続と生きがいづくり

本市では、多様なライフスタイルに合わせ、健康づくり、生きがいづくり等に参加しやすい場の確保に取り組んできました。

一般高齢者に対するアンケート調査結果をみると、「生きがいあり」の割合は55.4%、「思いつかない」の割合は23.8%となっています。また、グループ活動等の参加状況をみると、「町内会・自治会」「趣味関係のグループ」では約3割が参加しており比較的高いものの、その他の活動は参加率が低いのが現状です。

また、一般高齢者に対するアンケート調査結果をみると、収入のある仕事をしているのは22.4%となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、それぞれの心身の状態や社会環境の中、できるだけ自分らしく、生き生きと暮らせるためには、高齢者の社会参加や生きがいづくりのニーズが多様化していく中、老人福祉センターなどを効果的に活用し、高齢者自らが活動できる場の提供や、地域活動がしやすい機会の提供やきっかけづくりなどの自主的活動の支援や、就労を希望する高齢者に、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が有効に活かされる就労機会の提供が必要です。

また、本市においては、病気やけがによって要介護状態になった時は、必要な介護サービスが利用できる体制を整え、元気な時から介護を要する時まで、日頃の生活の中で互いに助け合い、支え合える地域を目指し、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

国においては、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来を超えて、すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会は福祉の政策領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域にも広がるものです。地域の様々な資源を活用し、地域丸ごとのつながりを強化していくことが必要です。

また、居宅サービス利用者を対象としたアンケート結果をみると、病気等で長期の治療・療養が必要になった場合に過ごしたい場所として、最も多い回答は「自宅」の35.3%と在宅希望が多くなっています。

今後、ひとり暮らし高齢者の増加が予想されており、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、行政による在宅介護支援サービスの充実のみならず、住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、助け合う地域づくりが重要です。

基本目標２ 介護予防の推進と地域における包括的・継続的なケアマネジメント

本市では、早期からの生活習慣病予防や、介護予防を進められるよう、気軽に健康づくり、介護予防に取り組めるような環境づくりを進めてきました。

一般高齢者、総合事業対象者、在宅要支援認定者向け調査の結果をみると、介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が最も高く、次いで「骨折・転倒」「糖尿病」の順となっており、身体機能低下や生活習慣病が要因となっています。

そのため、要介護状態になるおそれのある高齢者に対しては、その前の段階から、生活習慣病予防や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな介護予防サービスを提供するとともに、効果的な介護予防事業の実施や自立した生活を確保するための支援が必要です。

さらに、国においては、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指していることから、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進していくための方策を検討していくことが必要です。

また、本市では在宅医療と介護の連携や、地域包括支援センターを機能強化するなど、「住まい」、「予防」、「生活支援」、「医療」、「介護」を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

アンケート調査の結果によると、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に特に力を入れてほしい事業については、「高齢者の一般的な相談」と「病院や施設の入退院（所）に関する相談」が同率の33.9%で最も多くなっています。以下、「業務内容の周知」が27.6%、「高齢者宅への訪問等による実態把握」が21.3%、「認知症の相談」が13.3%などと続きます。

様々な相談支援の充実が求められている中で、地域包括支援センターは、専門職が協働して、地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向けて継続的に支援していく機関として機能強化が一層必要です。

また、アンケート調査の結果によると、自宅での在宅医療の実現が難しいと思う人は5割以上あり、その理由として、家族・親族に負担をかけるからの割合が最も高くなっています。そのため、看取りや認知症への対応強化等も含め、在宅医療・介護連携の推進が求められます。

本市は、高齢化に伴い増加している認知症の方やその介護者を支援するため、認知症施策についても推進していますが、一般高齢者向けアンケートの結果では、67.8%の方が認知症に関する相談窓口を知らないと回答しています。

そのため、認知症の相談窓口や本市の施策についてより広く周知して市民の認知度を上げ、認知症対策を推進していくことが必要です。さらに、国では認知症施策推進大綱等を踏まえ「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策を推進しており、認知症の理解を深めるため、認知症予防を進めるとともに、地域住民や地域資源、関係者などと協力し、家族介護を含めた支援体制の強化が求められます。

基本目標 3 持続可能な社会保障制度として、介護保険制度の適正で円滑な運営

本市では、介護が必要な時、一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じ、支援を受けながらも、自分らしく暮らせるよう、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、その他のサービスなど、最適な介護保険サービスを提供してきました。

居宅サービス利用者向け調査によると、高齢社会に対応するために市が力を入れていくべき高齢者の施策として、「家族介護に対する支援」「介護サービスの充実」「高齢者の生活を支える医療・介護・住まい等の総合的な体制の充実」の割合が高くなっています。

高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実が必要です。

介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組むことが必要です。また、地域密着型サービスについては、その地域での生活を24時間体制で支えるためのものであることから、必要なサービスが提供される取り組みが必要です。

また、本市は介護保険を持続可能な制度として運営していくため、制度に関する普及啓発に努めるとともに、公平・公正なサービスを提供し、介護給付の適正化に取り組んできました。

要介護認定者の増加により、介護保険サービス利用件数は年々増加しており、それに伴いサービスの質の向上、事業者やケアマネジャー等の資質の向上が求められています。介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に使用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが必要です。

今後、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる令和7（2025）年を見据えると、介護サービスの利用者数や利用量は、ますます増加していくものと見込まれていることから、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、介護保険制度の持続可能性の確保や、受給環境の整備を図る必要があります。

介護サービスの提供体制の確保・拡充が求められる中、介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が重要となります。

本市では、サービス提供に携わる人材の養成や就業後の資質向上のための研修の推進、苦情処理、介護相談員の派遣など介護サービスの質の向上に向けた取り組みを進めてきました。

全国的に団塊の世代がすべて75歳以上となる2025（令和7）年が目前に迫り、介護や支援を必要とする高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、介護の担い手となる生産年齢人口は減少し、介護サービス等を担う人材の育成・確保が重要な課題となっています。

そのため、介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の知識・技術の修得のための研修会など、介護人材のすそ野を拡げる取り組みを促進していく必要があります。

また、介護現場におけるハラスメント問題や、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場における業務の改善方法についても検討し、介護職員が働き続けることのできる環境整備について支援していくことが必要です。

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、高齢者の生活を支えるサービスの維持や、物資や人材等の支援・応援体制の構築が求められています。

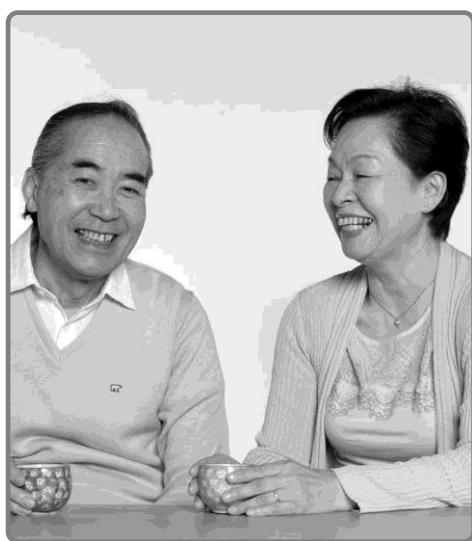
感染症流行時や災害時においても、継続的なサービス提供を維持できるよう、平常時から事業所との連携体制を構築していくことが必要です。

また、感染症流行時や災害時に不足することが予測される物資や人材の確保に向けて、県や他市町村、関係団体との連携体制を構築することが必要です。

計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての高齢者が生きがいに満ち暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで



支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、本計画の基本理念を「いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山」とし、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開していきます。

いきいき あんしん 健康長寿のまち 犬山

2 基本目標

(1) 安心できる暮らしの継続と生きがいづくり

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、健康づくり支援、生きがいづくり支援や社会参加支援の充実に努めます。

また、高齢者の在宅生活の意向は高く、在宅で生活続けるため、高齢者の生活を支える重層的な支援体制の構築を図るとともに、在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスを充実します。また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い、在宅介護の充実を図ります。

(2) 介護予防の推進と地域における包括的・継続的なケアマネジメント

高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者の QOL（生活の質）の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防の取組を推進します。また、医療との連携により継続的に生活を送ることができるよう支援体制を強化します。

認知症高齢者が増加していくと推測される中で、認知症高齢者に対する地域での支援の充実を図っていくとともに、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手等の人財を発掘し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

さらに、利用者本位のサービス提供を実現するため、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつながる支援や権利擁護に努めます。

(3) 持続可能な社会保障制度として、介護保険制度の適正で円滑な運営

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化、介護人材の確保等を進め、サービスの充実を図ります。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

いきいきあんしん健康長寿のまち 犬山

1 安心できる
暮らしの継続と
生きがいき

1. 多様な生きがいきづくりへの支援

2. 就業機会の充実

3. 地域活動の奨励・支援

4. 生活支援福祉施策

5. 在宅介護支援福祉施策

6. 福祉施設施策

7. 保健施策

2 介護予防の推進
と地域における
包括的・継続的
なケアマネジメ
ント

1. 介護予防・健康づくりの推進

2. 高齢者の見守り支援体制の充実

3. 在宅生活を支える体制整備

4. 認知症施策の推進

5. 医療と介護の連携強化

6. 高齢者の権利擁護の推進

3 持続可能な社会
保障制度とし
て、介護保険制
度の適正で円滑
な運営

1. 居宅サービス

2. 施設サービス

3. 地域密着型サービス

4. 介護保険制度の持続可能な運営体制の強化

○生涯学習事業の推進 ○さくら工房の活用 ○生涯スポーツの促進

○シルバー人材センターの活用 ○高齢者活動センターの活用

○老人クラブ活動の促進 ○老人福祉センター・老人憩いの家の活用 ○インフォーマルサービスの促進

○ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業 ○緊急通報システム事業 ○高齢者タクシー料金助成事業
○養護老人ホームショートステイ事業 ○地域の支え合い事業

○在宅要介護者介護手当支給事業 ○訪問理髪サービス ○車いす貸与事業

○養護老人ホーム入所措置

○保健施策としての取り組み

《一般介護予防サービス》 ○木曜サロン事業 ○筋力トレーニング教室 ○ボランティア養成講座
《介護予防・生活支援サービス》 ○訪問型サービス ○通所型サービス
○地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みの推進

○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の設置と機能強化
○高齢者見守り支援ネットワークの推進 ○避難行動要支援者支援制度の推進

○生活支援コーディネーターの配置 ○地域ケア会議 ○高齢者食事サービス事業 ○介護用品支給事業

○認知症ケアパス ○認知症サポーター養成講座 ○認知症カフェ ○認知症初期集中支援チーム
○徘徊高齢者情報提供サービス事業 ○見守りシール交付事業 ○チームオレンジの推進 ○通いの場の拡充

○在宅医療介護連携強化への取り組み

○虐待防止のための取り組み ○成年後見制度及び日常生活自立支援制度の活用推進

○訪問介護 ○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ○訪問看護・介護予防訪問看護
○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ○通所介護
○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
○特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
○特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売 ○居宅介護支援・介護予防支援
○住宅改修・介護予防住宅改修

○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設
○介護療養型医療施設

○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型通所介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○要介護認定の適切な実施 ○ケアプランの点検 ○住宅改修の点検 ○福祉用具購入・貸与調査
○縦覧点検・医療情報との突合 ○介護給付費通知 ○介護相談員派遣事業の推進 ○介護人材の確保
○介護職場で ICT の活用等合理的なサービス提供の確保 ○災害や感染症対策に係る体制整備

基本目標 1 安心できる暮らしの継続と生きがいがづくり

(1) 多様な生きがいがづくりへの支援



高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、より多くの高齢者が積極的に参加できるよう、機会の拡充に努めます。

また、団塊の世代が高齢期を迎えるのを見据え、地域における生活支援サービスの担い手となることも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めます。

○ 生涯学習事業の推進

【事業内容】

高齢者が積極的に学び、個性と能力を伸ばすとともに、学習の機会の提供と自主的なクラブ活動等を支援するために、楽田地区で老人福祉センター等を活用して高齢者教室を開催しています。

【現状と評価】

囲碁、手芸、カラオケ等のクラブ活動のほか、各種発表会、展示会等を行い、高齢者相互の懇親と教養を深める活動をしています。受講者の高齢化に伴い、教室数が減少しています。

高齢者教室の受講実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
延開催数 (回)	478	336	280
延参加者数 (人)	10,865	7,320	6,100

【方向性】

高齢社会・情報社会の到来により生涯学習に対するニーズが多様化・高度化していることを受け、「いつでも・どこでも・だれでも」自らが学ぶことができる生涯学習環境を整え、地域のNPO法人や大学とも連携し、魅力ある事業を展開します。

また、会の維持、活性化のため、新規会員の加入促進につなげます。さらに、ボランティア講師登録制度として、市民の特技、知識、経験を講師として生かしてもらうことにより、生きがいづくりの場の提供と併せて、地域の人材育成と活用を積極的に進めていきます。

加えて、犬山市老人クラブ連合会等と連携し、老人福祉センターの利用等、安心して活動を継続できるよう支援します。

○さくら工房の活用

【事業内容】

高齢者の生きがいづくりと健康増進を図るため、介護予防整備事業補助を受け、平成15年5月に開設しました。

市民健康館との一体的な運営のもと、若年者や子どもたち等との世代間交流事業やものづくりを行っています。

【現状と評価】

ものづくりを通じて認知症や閉じこもり等の介護予防効果が期待できる講座を開催するとともに、老人クラブとの連携も進めています。

さくら工房の受講実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※ (見込み)
延受講者数（人）	3,594	3,471	435
うち高齢者数（人）	2,204	2,292	315

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため 4 月～9 月の講座中止。

【方向性】

市民の声や市民代表等で構成する犬山市生きがいと健康づくり推進会議の意見を踏まえ、さくら工房において、生涯学習や介護予防に関する事業を継続していきます。

新規受講者が増えていないため、講師や受講生等にアンケートを実施し、ニーズを把握し、新規講座の開設や運営方法の改善、新規受講者が継続しやすい環境を整えます。

講師の高齢化により休止や廃止となる教室が出てきている中、高齢者の多様な価値観に対応するため、常に講座内容の見直しや講座終了後も続けられるシステムづくりを検討していきます。また、老人クラブとの連携を強化し、介護予防の拠点施設としての機能の強化を図ります。

○生涯スポーツの推進

【事業内容】

高齢者を対象に健康の保持・増進や体力づくり、仲間づくりを目的に各種イベント・行事を開催し、参加促進を図っています。

また、地域の高齢者の中では、グラウンド・ゴルフやクロリティといった活動が盛んで、スポーツを通じた健康づくり、仲間づくりを活発に行っています。

【現状と評価】

高齢者が、各種イベント・行事にできるだけ多く参加できる環境を整え、健康の保持・増進や体力づくり、仲間づくりを通じた生きがいづくりを推進しています。

市民大会（グラウンド・ゴルフ）参加実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※ （見込み）
大会開催数（回）	2	2	1
大会参加者数（人）	421	409	200

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の大会を中止。

【方向性】

年齢を問わず誰もが気軽に参加でき、それぞれの体力や年齢、興味や目的に応じてスポーツに親しむことのできる機会を提供します。今後も、木曽川犬山緑地公園や市体育館を活用し、特定非営利活動法人犬山市体育協会やスポーツ推進委員会をはじめ関係機関との連携を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けた事業を展開していきます。

(2) 就業機会の充実

高齢者が培ってきた知識や技能を活かし、労働力の担い手として活動できるよう、シルバー人材センター等と連携しながら、高齢者の就労に対する理解促進、就業機会の提供、就業に関する情報提供等に努めます。

○シルバー人材センターの活用

【事業内容】

地方公共団体や一般家庭、企業から臨時的・短期的な軽易な業務を請負・委任契約で受注し会員に提供する他、派遣・職業紹介も行っており、高齢者が培ってきた経験・能力を生かし働くことを通じて社会参画し、生きがいを得る機会を確保する役割を果たしています。

【現状と評価】

人生100年時代を見据えた生涯現役社会の取組により、高齢になっても継続して企業に就労する割合が高くなり、会員の確保が困難となっていますが、団体の自立した運営に向け、城下町プラザ事業、トマト栽培事業といった自主事業にも取り組んでいます。

犬山市シルバー人材センターの状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
会員人数 (人)	821	793	762
作業等受託件数 (件)	5,359	5,191	4,130

【方向性】

高齢者の生きがいづくり事業を推進するシルバー人材センターの活性化を図り、引き続き支援するとともに、市の補助金に頼らない自立した事業運営ができるよう、職員の意識改革と地域貢献を目的とした自主事業の創設、請負業務から派遣業務への開拓等をさらに促していきます。

また、見守りや家事援助、社会参加支援といった生活支援の担い手としての活動も支援していきます。

○高齢者活動センターの活用

【事業内容】

高齢者に就業の機会を提供するために設置された施設で、健康の増進と高齢者相互の社会交流を図ることも目的として、軽作業を集団で行っています。

【現状と評価】

高齢者の就業機会を確保していく上で、軽作業をはじめとする受託業務の安定した受注に努めています。

高齢者活動センター事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
配分金総額（千円）	1,329	1,422	1,248
延就業者数（人）	1,818	1,618	1,360

【方向性】

今後も就労活動を支援するとともに、地域社会との交流を図るために利用できるよう管理運営をしていきます。

(3) 地域活動の奨励・支援

高齢者のニーズを捉えながら、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、老人クラブの活性化等、高齢者の知識や経験を活かした活動を支援します。

○老人クラブ活動の促進

【事業内容】

「健康」「友愛」「奉仕」の三本柱を基本理念として、趣味の活動や教養講座等の受講のほか、社会奉仕活動や地域行事への参加等、様々な活動を行っています。

【現状と評価】

役員のなり手不足や活動目標の共有が難しいこと、高齢者の趣味が多様化していること等の理由により、会員数は減少傾向ですが、地域での社会奉仕活動やスポーツ活動を行い、地域住民同士の支え合いの活動ができる基盤として、高齢者福祉の増進に努めています。

老人クラブの現状

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
	実績値	実績値	見込値
会員数（人）	2,368 (男性 1,189 女性 1,179)	2,032 (男性 1,037 女性 995)	1,887 (男性 980 女性 907)
加入率（60 歳以上人口） （％）	9.40	8.08	8.82
クラブ数（団体）	53	47	47

【方向性】

高齢者が生きがいづくりや健康づくり等の社会参加を通じて生きがいのある豊かな高齢期を送ることができるよう、老人クラブ活動への助成を行い、地域の活性化に向けて老人クラブ活動が推進されるよう、支援に努めます。

○老人福祉センター・老人憩の家の活用

【事業内容】

趣味やレクリエーション等を通じて健康の増進や教養の向上を図ることを目的として設置された施設で、地域での交流の場として活用されています。

【現状と評価】

地域により稼働率に差があり、また、利用者についても固定化している傾向にあります。設置数が多く施設の老朽化も進んでいるため維持管理にかかる費用も増加しています。

老人福祉センター・老人憩の家の利用実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※ (見込み)
総延利用人数 (人)	50,146	37,702	15,240
老人福祉センター延利用人数 (人)	22,217	18,541	6,860
老人憩の家延利用人数 (人)	27,929	19,161	8,380

※新型コロナウイルス感染拡大防止により、4月及び5月を閉館したため。

【方向性】

計画的な修繕を進めるとともに、市民に広く利用されるよう、施設の用途変更・統廃合等有効活用する方策を検討しています。

(4) 生活支援福祉施策

一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域での生活を継続するための支援を充実するとともに、地域で住民同士が相互に確認し合うことのできる支援を行います。

○ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業

【事業内容】

日常の安否確認が必要なひとり暮らし高齢者に対し、希望する曜日に電話をかけることで安否確認を行うサービスです。

業務は、シルバー人材センターに委託し、会員が利用者の希望する日に利用者宅に電話をします。利用者負担は無料です。

【現状と評価】

利用者数は減少していますが、会員からの電話を楽しみにしている利用者も多くおり、ひとり暮らし高齢者の孤独感の緩和と事業受託者側の生きがいづくりになっています。

ひとり暮らしあんしんコール事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
登録者数（人）	30	21	20

【方向性】

増加していくひとり暮らし高齢者の安否確認は必要なため、事業としては継続し、スマートフォンを活用した画像付の配信サービスも選択できるようにしていきます。

○緊急通報システム事業

【事業内容】

65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置することで、緊急時には消防署へ直接通報ができ、通報を受けた消防署で利用者宅や病歴等の情報も確認できるサービスです。本人からの申請により緊急通報装置、ペンダント型端末機、見守りセンサー（人感センサー）をセットで設置します。利用者の負担費用は、1か月525円です。

【現状と評価】

令和元年度からは、市が設置する要件を曖昧な表現から「心疾患、脳疾患等の突発的に生命に危険が及ぶ持病を有するもの」としました。また、心疾患や脳疾患等の持病がない場合は、自費で同じ機器を設置できるよう、制度を整備しました。

緊急通報システム設置事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
設置台数（台）	57	65	70

【方向性】

今後も増加が予測される虚弱な高齢者の安全確保と不安解消のためには必要な事業です。年々改良される機器の情報収集に努め、高齢者が利用しやすいサービスの改善に努めるとともに、緊急事態にならないよう、予防していくことも考えていきます。

○高齢者タクシー料金助成事業

【事業内容】

85歳以上の高齢者が介護保険の要支援・要介護認定者が6割を占める現状から、外出する機会を増やし社会参加を促進することにより介護予防を図るため、85歳以上の高齢者に年間28枚（月2枚＋4枚）のタクシー基本料金助成券を交付します。

福祉、介護を含めたタクシー会社24社と協定を締結し、高齢者の外出を支援しています。

【現状と評価】

利用者は通院、買い物等を目的にした利用が多く、高齢者のための外出支援施策として、平成30年度にコミュニティバス事業と合わせて、事業の内容を拡充しました。

タクシー料金助成事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
対象者数 (人)	2,788	2,951	3,331
発行人数 (人)	1,290	1,389	1,565
利用枚数 (枚)	13,092	13,797	14,380
1人あたり平均利用枚数 (枚)	10.1	9.9	9.2

【方向性】

高齢者の外出を支援することで、介護予防としての効果があるため、利用者の声を聞きながら、引き続き、事業を継続していきます。また、外出支援として、利用状況を把握し、より利用しやすいサービス条件等を検討していきます。

○高齢者短期入所事業

【事業内容】

冠婚葬祭や病気等の家族の都合により、高齢者を一時的に養護できない場合、原則7日間を限度として、1日あたり1,730円の利用者負担で養護老人ホームで短期間養護する事業です。

【現状と評価】

高齢者虐待や災害等による緊急避難の受け入れ先としての利用もあるため、今後も継続できるよう居室の確保をはじめ、受け入れ態勢を整備しています。

ショートステイ事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用件数 (件)	2	0	3
延利用期間 (日)	43	0	17

【方向性】

在宅で身の回りのことが自立している要介護認定がない高齢者を抱える家庭においては不可欠なサービスと考えます。令和元年度から養護老人ホームが民営化されたため、委託先の法人との連携に取り組めます。

(5) 在宅介護支援福祉施策

介護者が在宅で安心して介護ができるよう、身体的・精神的・経済的な負担の軽減に向けた様々な支援を推進します。

○在宅要介護者介護手当支給事業

【事業内容】

在宅で寝たきり又は認知症の高齢者を介護している介護者に対し、介護にかかる負担を軽減するため、月額8,000円（令和元年9月まで月額5,000円）を年2回に分けて支給するものです。

【現状と評価】

重度の要介護者を在宅で介護している介護者に対する支援事業として、年々利用者は増加しています。

在宅要介護者介護手当支給事業の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
年間延べ支給件数（件）	1,943	1,990	2,056
年間支給総額（円）	9,715,000	12,951,000	16,448,000

【方向性】

重度の要介護高齢者を在宅で介護している介護者にとって必要と考えますので、引き続き事業を継続していきます。

○訪問理髪サービス

【事業内容】

65歳以上の寝たきり高齢者の保健衛生の向上と介護者の負担を軽減させるため、理髪店に行くことが困難な家庭に理・美容師が出向いて、調髪等のサービスを行う事業で、利用券を年間最大6枚（2か月で1枚）交付しています。

【現状と評価】

在宅の重度の要介護者を対象にしているため、入院や施設入所等により利用回数に変動があります。

訪問理髪サービスの実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
登録者数（人）	24	20	23
延べ利用回数（回）	理容：55 美容：18	理容：53 美容：19	理容：51 美容：18

【方向性】

重度の要介護高齢者を在宅で介護している家庭にとって、必要な支援であると考えますので、今後も事業の周知を行います。

○車いす貸与事業

【事業内容】

病気やケガ等で一時的に車いすが必要な高齢者に対して、原則として3か月以内で車いすを無料貸与しています。車いすは、団体や個人から寄贈されたものなどを社会福祉協議会で貸し出しています。

【現状と評価】

一時的に車いすが必要になった高齢者へのサービスであり、緊急的に必要になった場合でも即日対応が可能な事業であるため、今後も継続して実施します。

車いす貸与事業

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
年間延べ利用者数（人）	202	166	108

【方向性】

病気やケガによる貸し出しのみならず、閉じこもりがちな高齢者の外出を支援する方策としても有効であることから、今後も利用の周知を図ります。

また、車いすの利用用途を検証し、様々なニーズに対応した事業への見直しを行います。

(6) 福祉施設施策

令和元年度より、社会福祉法人ともいき福祉会に事業を移管しました。

○養護老人ホーム入所措置

【事業内容】

精神科医師や保健所長等で構成される老人ホーム入所判定委員会において、環境上の理由や経済的事情等で、在宅での生活が困難であると判断された高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。

【現状と評価】

平成30年度をもって、市直営の養護老人ホームを閉鎖し、令和元年度から、社会福祉法人ともいき福祉会による施設運営へと切り替えました。

養護老人ホーム入所措置の実績

	平成 30 年度	令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
施設名	犬山市養護老人ホーム	養護老人ホームぬく森	養護老人ホームさわやか日本ライン※	養護老人ホームぬく森	養護老人ホームさわやか日本ライン※
入所者数（人）	19	15	1	17	1
うち市民の数（人）	19	15	1	17	1

※県外の施設

【方向性】

環境上の理由や経済的事情等で在宅での生活が困難であると判断された高齢者に必要なため、事業を継続していきます。

○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握及び質の確保

【現状と評価】

本市では、令和2年10月時点で、有料老人ホームが11か所、サービス付き高齢者向け住宅が1か所設置されています。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、多様な介護ニーズの受け皿の一つとして把握しながら、高齢者の住まいとして位置づけていくことが必要です。

【方向性】

県と連携し、状況把握に努めるとともに、介護サービス相談員を活用し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ります。

(7) 保健施策

身近な場所での高齢者の居場所や生きがいづくりの場を活かし、できる限り介護を必要としない生活を送れるよう地域ぐるみの健康づくり活動を推進していきます。

○保健施策として取り組み

【事業内容】

高齢者を対象にした保健施策として、市民健康館を中心に、高齢者一人ひとりがいきいきとした生活を送るため、健康づくり事業と介護予防事業を行っています。主な事業として、老人クラブ会員を対象にした木曜サロン事業では、健康づくり推進員による健康体操や、保健師等による健康講話、食の改善推進員による健康を意識した食事の提供等を実施し、日常生活に健康づくりを取り入れやすいよう情報提供しています。また、運動系の事業として、高齢者向けの筋力トレーニング講座や健康づくり推進員が主体の各種健康体操を実施しています。また、時間や場所を選ばず気軽に取り組めるウォーキングは、骨粗しょう症予防や認知症予防にも一定の効果があることが研究結果で分かっているため、高齢者向けの運動として提唱し、定期的に市内を歩くウォーキング事業を行っています。

【現状と評価】

運動系の介護予防事業として、高齢者の筋力トレーニングや体力チェックに加え、令和元年度には、「初心者のための運動講座（男性編・女性編）」を実施しました。体力チェックについては令和元年度に、測定値の評価や前回比較が帳票として出力できるようになり、一部の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）と共同で実施し、事業参加の効果判定を行いました。

その他、健康づくり推進員が講座開催や地域の団体へ出張して、広く市民に健康体操を普及しました。平成30年度には、団体向けに、らくらく体操のDVDを作成しました。

食に関しては、料理のきっかけづくりや食生活の見直しの機会として、中高年やシニア世代を対象とした料理教室で講座を実施しました。

【方向性】

市民健康館における介護予防教室への参加者の増加を図り、継続して実施します。

介護予防への関心度や交通手段に関わらず、広く市民へ普及するために、これまで市民健康館を拠点に実施してきた介護予防事業を、地域の様々な機会を捉え、資源を活用しながら事業を企画していくことを検討します。

基本目標 2 介護予防の推進と地域における 包括的・継続的なケアマネジメント

(1) 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が自ら介護予防に取り組む意識が高められるよう事業の内容を再検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参画するボランティア団体との連携強化を図ります。

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護（要支援）状態となることの予防又は要介護（要支援）状態の軽減・悪化の防止を目的として取り組みます。

高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護（要支援）状態になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

<一般介護予防サービス>

○集いの場の拡充

【事業内容】

民生委員・児童委員やボランティア等の地域住民が主体となって、体操・囲碁・将棋・茶話会・ものづくり等を定期的に行う集いの場が各地に立ち上がっています。集いの場に通うことで、身体機能が向上するだけでなく、閉じこもりや孤立の防止、生きがいや社会的な役割の確保、さらには、参加者同士の安否確認にもつながります。

【現状と課題】

新規立ち上げ時の支援、専門職による健康相談や健康教育の開催、地域住民への周知等を行い、自主的な活動が継続できるよう支援を行っています。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、関係機関と連携し、重症化予防事業の開催や、地域の集いの場への参加を促す等の取組を始めています。

参加者の高齢化や運営主体の担い手不足等に伴い、活動中止となる集いの場はありますが、毎年新しい集いの場が立ち上がっています。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）による集いの場の支援

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
活動支援延べ回数（回）	142	160	100
把握している集いの場（か所）	84	103	120
そのうち新規立ち上げに関わった集いの場（か所）	7	7	3

【方向性】

歩いていくことができる距離に集いの場ができるよう、引き続き集いの場の立ち上げ支援を行っていくとともに、開催状況や参加することによる効果を積極的に周知していきます。

○犬山スポーツボイス事業（令和元年度新規事業）

【事業内容】

健康づくり・介護予防を目的に市内の老人福祉センター等にて、音楽に合わせて声を出し、全身を動かしながら声帯ストレッチや腹式呼吸を行う体操教室を開催しています。

【現状と評価】

毎年実施していた介護予防教室では、新規参加者や男性参加者が少ないことが課題としてあったため、健康づくり・介護予防に関心の少ない層が興味を持ち、また、男性でも参加しやすいプログラムになるよう、令和元年度より新規事業として開催しました。

申込者が定員を超える等、市民の関心の高さが伺えましたが、男性の参加者は少ないことが依然として課題です。教室終了後OB会の立ち上げを支援し、現在は自主的な活動として継続的に体操を行っています。

犬山スポーツボイス教室実績

	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
開催日数（回）	40	10
参加者延べ人数（人）	591	100

【方向性】

今後も教室を開催するとともに、立ち上がったOB会の後方支援を行うことで、継続的に健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう支援していきます。また、男性の参加者が増えるよう、内容を工夫していきます。

○木曜サロン事業

【事業内容】

町内等を単位とした単位老人クラブの一般高齢者を対象として、市民健康館において、保健師、管理栄養士やボランティアの食の改善推進員、健康づくり推進員と連携し様々なプログラムを組み合わせた健康教室を開催しています。

事業の内容としては、生活習慣病や認知症予防等の健康講話や、ボランティアによる体操、レクリエーション、高齢者の栄養に配慮した食事の会食と栄養講話を行っています。

【現状と評価】

日頃から健康づくりを意識し、介護予防への動機付けや健康教育に重点を置きながら実施しています。高齢者が自ら主体的な介護予防や生活習慣病予防に取り組む意識が高まるような内容を工夫しています。

木曜サロン事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※ (見込み)
開催日数（日）	21	24	10
参加者数（人）	457	512	213

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域に出向き事業内容を変更して実施。

【方向性】

高齢者が自ら介護予防に取り組む意識が高められるよう、高齢者の体調等にも配慮しながら、事業の内容を再検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参画するボランティア団体との連携強化を図ります。

○筋力トレーニング教室

【事業内容】

65歳以上の一般市民に広報等で周知し、市民健康館において、自宅で気軽にできる「筋力トレーニング教室」を企画し、トレーニング方法を指導します。対象となる高齢者の年齢にとらわれることなく個々の体力に応じた運動内容を処方し、教室の参加前後に体力チェックを行い個々の評価を行っています。

【現状と評価】

日常生活において継続して運動を取り入れるという意識を持つ機会を提供することで、介護予防につなげています。

また、教室終了後には継続した取り組みができるよう、自主的な活動を行っているOBグループを紹介しています。

筋力トレーニング教室の実績

		筋力トレーニングルーム
平成 30 年度	実施回数（回）	10
	利用者延べ人数（人）	104
令和元年度	実施回数（回）	10
	利用者延べ人数（人）	66
令和 2 年度 （見込み）	実施回数（回）	5
	利用者延べ人数（人）	35

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため6月～7月の講座中止。

【方向性】

高齢者が自分の健康状態を知り、健康保持のため、適切な運動処方を受けられる環境づくりと、筋力向上、有酸素運動の取り組みを今後も継続して実施していきます。

また、市民健康館だけでなく地域へ活動を広げていくとともに、健康に関心の低い高齢者も取り込み、参加者の増加を図ります。

○ボランティア養成講座

【事業内容】

高齢者人口の増加や複雑化するニーズに対応するため、多様な担い手の育成が求められており、介護予防に関する講義や実践等を行う養成講座を通し、地域で活躍するボランティアを養成しています。

【現状と評価】

食の改善推進員と健康づくり推進員の養成のため、各協議会と市が協働で養成講座を実施しています。

ボランティアの養成は、毎年もしくは隔年の実施で、参加者が少ないのが現状ですが、ボランティア活動は自身の健康維持・介護予防及び社会参加・地域貢献を通した生きがいづくりになっています。

養成講座の実施状況と新規ボランティア登録者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※
食の改善推進員 (8 回コース)	参加者 実 5 人 (うち新規登録者 5 人)	参加者なし	中止
健康づくり推進員 (6 回コース)	参加者 実 3 人 (うち新規登録者 2 人)	隔年実施	中止

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

【方向性】

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員等と連携を図り、担い手の確保や活動内容の充実に向け、事業内容を見直していきます。

また、市民の健康づくり・介護予防の意識の醸成とともに、ボランティア自身がいきいきと活動していけるように、まずは自身の健康づくりのために、関心のある人が参加しやすい養成講座を企画する等、活動内容、活動の場についても検討していきます。

＜介護予防・生活支援サービス＞

○訪問型サービス

【事業内容】

ホームヘルパー等が在宅の日常生活に支障のある人の自宅を訪問し、本人の能力を最大限活用しながら、身体の介助や日常生活の援助を受けることによりできることを増やすよう支援します。

【現状と評価】

平成29年4月から介護保険の介護予防訪問介護がこのサービスに移行しました。移行後も従前の介護予防訪問介護の提供にとどまっており、住民主体によるサービスの創出が課題となっています。

訪問型サービスの実績（現行相当）

平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
2,367	41,786,340	2,301	40,382,621	2,228	39,456,099

【方向性】

住民主体の支え合い活動の定着には、地域資源を掘り起こし地域で共有していく過程が重要と考えており、早急な住民主体のサービスの構築を予定はしませんが、必要なサービスの検討を継続していきます。

○通所型サービス

【事業内容】

在宅で外出機会の少ない人等が心身機能の維持向上のため機能訓練やレクリエーションに参加し他者との交流を図ることで、孤立感が解消されるとともに、能力に応じた自立した生活を送ることができるようサービスを提供します。

【現状と評価】

平成29年4月から介護保険の介護予防通所介護がこのサービスに移行し、加えて介護予防通所介護の設置基準を緩和したサービスを実施しています。利用期間の長期化やサービスのミスマッチが課題であり、適切な介護予防ケアマネジメントを通じて実情に応じたサービスの提供を行っていくことが必要です。

通所型サービスの実績

		通所型サービス（現行相当）	通所型サービス（基準緩和型）
平成 30 年度	件数（件）	2,798	2,400
	給付額（円）	69,299,635	28,039,493
令和元年度	件数（件）	3,258	2,158
	給付額（円）	82,632,566	25,202,686
令和 2 年度※ （見込み）	件数（件）	3,302	1,003
	給付額（円）	87,346,387	7,822,090

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部のサービスが休止。

【方向性】

ニーズに合わせて柔軟にサービス内容を設定しやすく、自立支援の視点に立ったサービスの充実化を図ります。また、平成29年度より高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に配置した生活支援コーディネーターとも協働して地域での集いの場作りを支援していきます。

○要支援者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築

【現状と評価】

介護予防教室等においてリハビリテーション専門職が高齢者個人と関わりを持ち、心身機能や生活機能の向上に向けた働きかけを行っています。また、専門職が地域ケア会議等に参加し、ケアマネジメントに専門的な機能回復訓練の視点を取り入れているだけでなく、日常生活の活動能力向上が家庭や社会への参加につながり、本人の自立を促すきっかけとなっています。

【方向性】

自立支援・重度化防止のためには、急性期や回復期、維持期などの医療的リハビリテーションから介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス、さらには地域における集いの場等において、切れ目のないリハビリテーションの取組が必要であるため、それぞれの段階に応じた適切なリハビリテーションの提供に向け、病院や診療所、介護サービス事業所等に勤務するリハビリ専門職との連携体制の構築を目指していきます。

(2) 高齢者の見守り支援体制の充実

高齢者がそれぞれの状況に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、介護者に対する支援の観点からも、生活支援・見守り体制の充実を図ります。

○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の設置と機能強化

【事業内容】

センターには、専門職員（主任介護専門員、社会福祉士、保健師）の他、地域づくり担当を配置し、センターの機能強化を図っています。各職員が地域のネットワークを構築し、保健・医療・福祉に関する相談・支援等を包括的かつ継続的に実施しています。

平成29年度からは高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を5地区に設置し、介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、高齢者自身やその家族、地域住民からの相談に応じ、各種サービスの調整や関係機関との連携強化を図っています。

【現状と評価】

高齢者人口の増加に伴い、高齢者の抱えるニーズも多様化しており、個々に合わせた柔軟な対応が求められています。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター） 一覧（令和2年度末現在）

名称	設置場所
犬山北地区高齢者あんしん相談センター	キャスト▷ヨシヅヤ犬山店内
犬山南地区高齢者あんしん相談センター	総合犬山中央病院内
城東地区高齢者あんしん相談センター	特別養護老人ホームぬく森内
羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター	老人保健施設フローレンス犬山内
楽田地区高齢者あんしん相談センター	特別養護老人ホーム犬山白寿苑内

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
相談延べ件数（件）	7,721	11,291	12,000
権利擁護事業件数（件）	554	595	600

【方向性】

高齢者のニーズに合わせ、適切な支援をしていきます。また、地域の社会資源を結びつけ、包括的支援ができる体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）を進め、関係機関と連携していきます。

○高齢者見守り支援ネットワークの推進

【事業内容】

高齢者の見守り体制の強化のため、民生委員・児童委員による見守り活動や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）による訪問支援を行っています。

また、市内の新聞販売店等と「犬山市高齢者見守りネットワーク事業協定」を締結し、業務の中で関わる高齢者を見守り、異変に素早く対応できる体制を構築しています。

【現状と評価】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加するなか、地域との交流がほとんどない高齢者が増えており、緊急時に対応することが困難な場合も多くみられ、見守り体制の推進が必要です。

【方向性】

平常時の見守り活動において、個人情報の守秘義務の観点から情報収集が難しい事が課題となっています。

高齢者の増加と核家族化の進行により、支援が必要な高齢者が増加することが考えられます。そのため、日ごろから地域での見守りや、福祉・介護サービスの提供を通じた見守り等、幾重ものネットワークにより、見守り体制の強化を図ります。

また、町内会等の地域の関係団体や、医療機関、介護サービス事業所、警察署、高齢者見守りネットワーク協定事業所等、あらゆる機関との連携を強化しながら、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支えていくための見守りネットワークを推進します。

協定締結事業所数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
事業所数（か所）	45	45	47

○避難行動要支援者支援制度の推進

【事業内容】

市への申請により登録した対象者名簿を作成し、地域の関係者へ配付することで、地域において平常時の見守りに活用するとともに、災害時の安否確認や避難支援が迅速に行われることを目的としています。

災害時や災害の発生するおそれがある場合に、家族の支援が受けられず、自力で避難することが困難な高齢者や障害者に対し、地域の中で情報の伝達や避難等の手助けをする仕組みをつくります。

【現状と評価】

申請には、各個人ごとに避難行動計画の作成が必須となっており、支援者を2名登録する必要がありましたが、令和元年度より1名以上としました。

また、令和2年度には、対象者全員に対して登録の意向調査を実施しました（3年に1度）。

引き続き、障害担当と防災担当と連携し、事業の周知を図る必要があります。

要支援者に対し、平常時より声かけや見守りをすることで、住民全体の防災意識を高めるとともに、地域が主体となった避難支援体制を整えるために、関係団体である民生委員・児童委員や町会長への周知だけでなく、市民全体へ制度の周知を図っています。

避難行動要支援者支援制度登録の実績

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末現在)
介護保険の要介護3～5の 認定者	53	40	50
身体障害者手帳（1、2級） 所持者	123	127	125
療育手帳（A判定）所持者	7	7	7
精神障害者保健福祉手帳 （1級）所持者	2	2	2
その他（難病患者等）	4	4	4
合 計	189	180	188

【方向性】

あらゆる機会を通して、避難行動要支援者及び地域住民への制度の周知を図り、支援を必要とする対象者の登録を促進します。今後も対象者の増加が予想されるため、関係者と協力し、地域における自助・互助の取り組みの強化に努めます。今後も定期的に対象者の意向調査をします。

(3) 在宅生活を支える体制整備

一人暮らしの高齢者等で、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。

○生活支援コーディネーターの配置

【事業内容】

地域課題を把握し、解決に繋げるための体制づくりの一環として、地域における高齢者の生活を支える資源の開発、担い手の養成、関係者間のネットワーク構築等を行う専門職として、生活支援コーディネーターを配置しています。

また、生活支援コーディネーターを補完する役割の協議体を各地区に設置し、地域情報の把握・共有のために定期的を開催しています。

【現状と評価】

市全体で活動を行う第1層生活支援コーディネーターは公募により1名選定し、日常生活圏域で活動を行う第2層生活支援コーディネーターは市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に1名ずつ配置しています。

協議体の開催により町内会単位での見守りや支え合いの体制づくりといったインフォーマルサービスの創出が進んでいる半面、事業の周知が課題として取り上げられることがあるため、様々な機会を捉えて事業を周知する取組が必要です。

生活支援コーディネーターの配置一覧

圏域	地区	所属
第1層	犬山市全域	一般社団法人和顔の輪
第2層	犬山北地区	医療法人啓友会
	犬山南地区	社会医療法人志聖会
	城東地区	社会福祉法人ともいき福祉会
	羽黒・池野地区	医療法人啓友会
	楽田地区	社会福祉法人白寿苑

第 1 層協議体開催回数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
第 1 層協議体（犬山市地域ケア・生活支援推進協議会）（回）	1	2	2

第 2 層協議体開催回数

単位：回

地区	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
犬山北地区	12	10	6
犬山南地区	10	10	7
城東地区	7	6	3
羽黒・池野地区	12	11	7
楽田地区	11	10	6

【方向性】

生活支援コーディネーターや各地区の第 2 層協議体を中心に、地域情報の共有を進め、課題の解決に努めるとともにインフォーマルサービスの創出を推進します。

また、第 2 層協議体ごとに、チラシ等を作成・配布したり、活動内容を市のホームページや広報等に掲載することで、事業の周知を図ります。

○地域ケア会議

【事業内容】

地域の高齢者、及びその世帯を取り巻く課題が複雑化する中で、民生委員・児童委員や介護サービス事業所、近隣住民等の関係者を集め、個別ケースの支援内容の検討を行う地域ケア会議を、市や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が開催しています。

個別ケースの検討を重ねることにより、地域課題を把握し、それらの課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで地域包括ケアシステムの構築に繋ぐことができます。

【現状と評価】

認知症高齢者や高齢者虐待等の個別ケースについて支援内容を検討しています。検討ケースが少ないため、明確な地域課題の把握が難しく、令和元年度より試行的に自立支援型地域ケア会議として定期開催をスタートさせました。

地域ケア会議の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
地域ケア個別会議(高齢者あんしん相談センター主催)(回)	19	21	20
自立支援型地域ケア会議(回)	—	2	2

【方向性】

住民や関係者に地域ケア会議の目的や機能等の周知を図るとともに、必要時会議への参加を促していきます。また、関係者間のネットワーク構築や顔のみえる関係づくりを強化していくことで、支援が必要な個別ケースを早期に把握する体制を目指します。

○高齢者食事サービス事業

【事業内容】

栄養改善と安否確認が必要と判断された高齢者に対し、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)、居宅介護支援事業所のアセスメントに基づき、平日週1回から5回まで曜日を決めて昼食を宅配するサービスです。

高齢者に合ったメニューを作成し、配達時には必ず声をかけて手渡しをしています。(利用料:1食400円～)

【現状と評価】

配達時に必ず手渡しをすることで、利用者の異変に気付ける反面、受診等の突発的な外出により、予定通りに配達ができない等の課題があります。

高齢者食事サービス事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
事業所数	5	4	5
登録者数（人）	102	98	107
延べ配食数（食）	15,413	16,435	18,252

【方向性】

虚弱な高齢者の健康維持や安否確認の役割もあり、今後も利用者の増加が見込まれます。

利用者の食事に対する要望も多様化しているため、ニーズに対応できるよう、配食業者の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。

○介護用品給付事業

【事業内容】

寝たきり等、重度要介護高齢者を在宅で介護している介護者の経済的負担の軽減と在宅介護の支援を図ることを目的に、住民税非課税世帯に対し、紙おむつ等の介護用品を年4回支給しています。（給付限度額 月額8,500円）

【現状と評価】

毎年、利用者にアンケートを行い、ニーズの把握に努めています。

年々、介護用品の利便性が向上しており、給付品目の見直しや給付限度額の見直しを行い、令和2年度に給付限度額を引き上げました。
（月額8,300円から月額8,500円に）

介護用品給付事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数（人）	16	14	10
給付総額（円）	1,126,762	1,229,818	973,715

【方向性】

介護者の経済的負担の軽減を図るためにも必要な施策と考えますので、今後もよりよい支援を行っていくために、介護者の意見を取り入れた介護用品の選定や利用要件の見直しを検討しながら事業を継続していきます。

(4) 認知症施策の推進

認知症になってもできる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うとともに、早期発見・早期対応につながるよう、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や認知症初期集中支援チーム等が連携し、認知症に対する総合的な支援に努めます。

○認知症ケアパス

【事業内容】

認知症の進行状況に併せて、利用できるサービスや地域資源がわかるように、認知症ケアパス「あんしん生活ガイドブック～認知症の人も支える人も～」を作成・配布しています。

【現状と評価】

本庁、出張所、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、認知症初期集中支援チームにて作成したガイドブックを配布していますが、有効活用できているか把握できていないことが課題です。

【方向性】

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい暮らしが送れるように、必要なサービスにつながる仕組みづくりとして、今後も継続して地域資源等の情報把握をしていきます。

地域資源等の情報を把握し、より活用しやすいガイドブックとなるよう工夫するとともに認知症に関する相談窓口の周知を進めます。

○認知症サポーター養成講座

【事業内容】

認知症の人とその家族が、地域で安心して生活ができるよう、地域住民や企業等に対して認知症の病態や認知症の人への接し方等の知識を持ち、見守りを支援していく「認知症サポーター」の養成講座を行っています。

【現状と評価】

老人クラブや民生委員・児童委員、町内会、各地区で実施されている高齢者教室の利用者等を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人とその家族を見守るための体制づくりに取り組んでいます。サポーターとしての活動に結びついていないことが課題です。

認知症サポーター養成講座の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
実施回数 (回)	20	11	10
養成人数 (人)	684	432	130

【方向性】

認知症の人がその人らしく住み慣れた地域で生活を継続するためには、周囲の理解が必要不可欠です。地域での見守り体制をより充実させるため、小学生や中学生を対象としたジュニアサポーターの養成を行うとともに、サポーターが中心となり認知症の人が活躍できる場や通いの場（認知症カフェ等）の開催等の取り組み（チームオレンジ）を進めていきます。

○認知症カフェ

【事業内容】

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、地域で集うことができる場として、市内でも介護サービス事業者等が独自の活動として実施しています。

【現状と評価】

利用者本人は家族以外の人と交流するだけでなく、時には本人がスタッフとして活動し、役割を持つ場となることもあります。また、家族にとっては一緒に安心して参加でき、他の介護者との交流により、介護者の息抜きにもなっています。

介護サービス事業所で定期的を開催していますが、開催箇所が少ないため、より多くの住民に周知し、関係機関とも連携をしていく必要があります。

令和元年度は、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）主

催の認知症カフェを開催しましたが、今後も継続して開催していくことが必要です。

認知症カフェの実績（高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）主催）

	令和元年度	令和２年度 （見込み）
実施回数（回）	1	1
参加人数（人）	25	20

※４地区の高齢者あんしん相談センター（犬山南、城東、羽黒・池野、楽田）、
認知症初期集中チーム、市職員が参加

認知症カフェを実施している介護サービス事業所数

	令和元年度	令和２年度 （見込み）
事業所数（か所）	2	2

【方向性】

認知症カフェについて広く周知し、この事業を通じて認知症についての住民の理解を深めるとともに、生活圏域ごとに設置することで、地域で支える体制づくりを推進します。

○認知症初期集中支援チーム

【事業内容】

認知症の疑いがあるのに受診していない人、介護サービスが中断している人、認知症の症状が顕著なため対応に苦慮している人等に対し、医師・看護師等の専門家が対象者へ訪問支援等を行い、適切な医療・介護サービスを受けられるようにしています。

【現状と評価】

尾北医師会の協力のもと専門チーム（認知症専門医またはサポート医・看護師・作業療法士）を平成29年9月に立ち上げました。本人や家族、関係機関等からチームに相談が入り、月１回のチーム員会議にて支援方法を検討しながら適切な支援を行っています。

認知症への理解が不足し、家族が認知症だと認めたくない、知られたくない等の理由で、相談や受診ができていないケースがまだまだ存在していることが課題です。

認知症初期集中支援チームの実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
相談件数（実人数）（人）	22	16	10
訪問による対応ケース（実人数）（人）	7	6	5
訪問回数（延べ回数）（回）	19	15	10
チーム員会議開催数（回）	12	9	10
支援終了ケース（件）	7	0	3

【方向性】

個別ケースの問題を解決するとともに、地域や市全体の認知症に関わる課題を明確にし、関係機関との連携も深めつつ、認知症施策につなげていきます。

また、チームの周知や関係機関・地域の理解を深めることで、より一層初期の段階から認知症の人の支援ができる体制を整えていきます。

○徘徊高齢者情報提供サービス事業

【事業内容】

GPSを利用した専用端末機を貸与して、高齢者が所在不明となった場合には、端末機の位置情報を検索し、介護者に位置情報を提供しています。

- ・加入料金：市が負担
- ・基本料金（640円／月）、バッテリー交換費用（1個につき5,900円）：利用者負担

【現状と評価】

平成28年度からGPS端末機を小型化し、認知症高齢者が携帯しやすい機器へ変更しましたが、充電のし忘れや不携帯がある等の課題があります。

徘徊高齢者情報提供サービス事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
利用者数（人）	7	12	15

【方向性】

高齢化に伴い、認知症が原因で所在不明となる高齢者は増加すると見込んでいます。

より効果的な利用につながるよう、機器の見直し等について検討していきます。

○見守りシール交付事業

【事業内容】

個別番号とQRコードが記載された見守りシールを認知症の人の衣類や所持品に貼付しておき、万が一行方不明になった場合に、発見者がQRコードを読み取ると、事前に登録した家族等に連絡が入り、発見者と保護した場所等の情報交換ができ、早期に家族に引き渡しができるよう支援しています。

- ・配布枚数：40枚（衣類用30枚、所持品10枚）

【現状と評価】

平成29年度から始めた事業であり、周知に努めていますが、利用者の増加にはつながっていません。

また、発見者となりうる地域住民等の認知症への理解と、行方不明高齢者を発見した場合に見守りシールに気付いてもらえるような取り組みが必要です。

見守りシール交付事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
申請人数（人）	12	7	8

【方向性】

他の認知症施策とともに、認知症に対する理解の促進および事業の周知に努めていきます。

(5) 医療と介護の連携強化

支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で医療・介護サービスを一体的に受けられるよう関係機関との連携を強化し、在宅療養を支える体制の充実を図ります。本市では、尾北医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託しており、2市2町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）における連携を図ります。

○在宅医療介護連携強化への取り組み

【事業内容】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係者の連携を推進しています。

【現状と評価】

平成25年度から、三師会、訪問看護、介護サービス事業所、介護支援専門員等の医療と介護の関係者の顔の見える関係づくりのため研修会・情報交換会（犬山あんしんネットワークの会）を毎年開催しています。平成29年度からは、犬山市在宅医療介護連携推進協議会を立ち上げ、市全体における課題について検討を重ねています。

在宅医療・医療介護連携推進事業の実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
犬山市在宅医療介護連携推進協議会（回）	2	1	2
犬山あんしんネットワークの会（回）	3	2	2

【方向性】

引き続き尾北医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託し、切れ目のない支援ができるよう関係機関と顔の見える関係づくりに努めていくとともに、課題や施策を検討していきます。

(6) 高齢者の権利擁護の推進

すべての高齢者が、個人の意思を尊重された暮らしができるよう、権利擁護の取組を推進します。また、成年後見制度等の周知を図るとともに、活用するにあたっての支援の充実に努めます。

○虐待防止のための取り組み

【事業内容】

虐待通報に対し、本人確認等の情報収集から必要時には分離措置等の対応まで迅速に行うため、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等の関係機関と連携を図っています。

高齢者及び養護者の支援を早期に行う体制づくりを推進しています。

【現状と評価】

個別事例の背景が複雑化しており、今まで以上に関係機関との連携が必要となっています。高齢者あんしん相談センター社会福祉士会で年に1回、介護サービス事業所の職員を対象に高齢者虐待防止研修を実施し、専門職に対し虐待防止及び早期発見の啓発を行っていますが、地域においても高齢者虐待の防止・早期発見に関する周知啓発が必要です。

高齢者虐待事例（疑い等も含む）対応件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 （見込み）
対応件数（件）	34	81	90

【方向性】

虐待背景の要因が複雑化していることから、引き続き関係機関と連携し対応していきます。

また、早期発見・早期介入のためにも、介護サービス事業所の協力は必要不可欠であるため、市民への啓発とあわせて介護サービス事業所への啓発も継続して取り組みます。

○成年後見制度及び日常生活自立支援制度の活用推進

【事業内容】

判断能力の低下した高齢者や障害者の財産や権利を守るために、制度の周知及び必要な支援を行います。成年後見制度に関しては、申立をする親族がない場合は、市長申立を行います。

【現状と評価】

親族がいない、親族がいても疎遠で関わりを拒否している事例や複合的な課題を持つ事例が増加しています。高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）等の関係機関との連携を図るとともに、必要な人が制度を利用できるような体制を構築するため、令和2年度より成年後見センターを立ち上げました。

成年後見制度及び日常生活自立支援制度対応件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
成年後見制度市長申立件数（件）	2	3	2
日常生活自立支援制度利用件数（件）	17	20	20

【方向性】

関係機関との連携を図り、高齢者の財産や権利を守るために、諸制度の周知や高齢者の権利擁護に関する住民の理解促進に努めるとともに、必要時の成年後見制度市長申立についても継続して実施します。